

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部母子保健福祉課

法令名	母体保護法施行規則	法令の番号	昭和27年厚生省令第32号
不利益処分の種類	被指定者の死亡届出等による指定取消	根拠条項	第15条第4項
処分基準	母体保護法施行規則第15条第1項及び第2項による		
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 母子保健福祉課	交付機関 母子保健福祉課
			目次 NO
			1